

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種費等 の請求支払業務に関する Q & A

宮崎県国民健康保険団体連合会

○請求に関すること

- Q 1 接種費等の請求タイミングは、いつまでの接種分をいつまでに提出するのですか。
A 1 前月末以前の接種費等を毎月 10 日までに請求してください。
- Q 1 6 ワクチンを接種する都度（例えば、1 週間ごと）に、予診票を提出してよいですか。
A 1 6 本会への請求は月 1 回とし、前月末以前の接種費等を毎月 10 日までに請求してください。
- Q 2 3 月接種分を 4 月に請求できなかった場合、どのように請求するのですか。
A 2 4 月接種分と合わせて、5 月 10 日までに本会宛てに請求してください。
この場合、市区町村別請求書は 5 月請求分に合算してください。
- Q 3 市区町村別請求書は、医療従事者と高齢者・一般を分けて請求するのですか。
A 3 分けて請求してください。
市区町村別請求書に「被接種者区分：1 医療従事者（クーポン券なし） / 2 医療従事者以外（クーポン券あり）」とありますので、該当する方の番号に○を付してください。
- Q 4 請求総括書と市区町村別請求書の様式はどのように入手するのですか。
A 4 V-SYS から出力してください。
- Q 5 予診票はどこに提出するのですか。
A 5 「**住民票所在地外（住所地外）**」分は本会へ提出してください。
「**住民票所在地内（住所地内）**」分は市町村※へ提出してください。
※市町村が郡市医師会に委託している場合があります。
- Q 6 予診票などの提出物の編綴の順番について、指定はありますか。
A 6 指定があります。提出物の欄に編綴方法を掲載していますので、ご参照ください。
- Q 7 予診票などの提出物の編綴の方法について、指定はありますか。
A 7 指定はありませんが、糊付けはしないでください。

Q 8 V-SYS から出力した請求総括書、市区町村別請求書に押印は必要ですか。

A 8 不要です。

○予診票の記載に関すること

Q 9 予診票の住所（市町村）が変更になっていますが、どのように訂正すればよいですか。

A 9 医療従事者の場合は、住所・市町村名・請求先市町村番号を二本線で消して、訂正接種時点の住民票所在地に訂正してください。

一般・高齢者の場合は、変更後の市町村から接種券（クーポン券）の再発行が必要です。市町村にご確認ください。

Q 10 予診のみで接種を行わなかった場合、接種年月日の記載は必要ですか。

A 10 接種年月日には、予診を行った日付を記載してください。

なお、医療従事者の場合は、券種欄の「2」と「ワクチン接種」を二重線で削除した上で、欄外に「1」を記入してください。

Q 17 予診票が複写式の場合、何枚目を提出すればよいですか。

A 17 複写式の紙を用いると、代行機関（国保連合会）における請求支払事務にあたり、OCR で読み込めない等の支障が生じる可能性があるため、原則、複写式の予診票は使用しないこととされています。

特段の理由があり、複写式の紙を使用する場合は、記載事項の明瞭さを考慮して、1枚目を提出してください。

○振込に関すること

Q 11 ワクチン接種費等はいつ振り込まれますか。

A 11 ワクチン接種費等の請求月（提出月）の翌々月末までの振り込みになります。

（例）5月請求の場合、7月30日になります。

Q 12 ワクチン接種費等の振り込み用の口座番号等の登録は必要ですか。

A 12 診療報酬や介護給付費等の振込口座を使用しますので、改めて口座番号等を登録する必要はありません。

○接種費用の上乗せに関すること

Q 13 接種費用の上乗せ分（時間外730円、休日2,130円）はどのように請求すればよいですか。

A 13 上乗せ分については、被接種者の居住地に依らず、医療機関が所在する市町村に請求することと

されています。

そのため、本会には請求しないようお願いいたします。

○職域接種に関すること

Q 1 4 職域接種が開始されますが、請求先はどこになりますか。

A 1 4 被接種者が、接種実施医療機関等の所在する市町村の住民であるかによって異なります。

同じ市町村の住民である場合は、原則直接当該市町村に請求してください。

違う市町村の住民である場合は、接種日の翌月 1 0 日までに本会に請求してください。

○接種券（クーポン券）を有しない場合の請求に関すること

Q 1 5 接種時点で接種券（クーポン券）を有していない被接種者に接種を行った場合はどのように請求すればよいですか。

A 1 5 請求は、接種券を貼付した予診票の原本を用いてください。当該被接種者が接種券を持参するまでの間、接種実施医療機関等で予診票を保管し、後日、回収した接種券を貼付して請求してください。

（令和 3 年 5 月 7 日現在）

（令和 3 年 6 月 2 9 日 Q A 1 3 ~ 1 5 追記）

（令和 3 年 8 月 2 日 Q A 1 6, 1 7 追記）